

# トラシュマコスと正義

中 澤 務

## はじめに

トラシュマコスは、プラトンの作品『国家』第一巻の登場人物として著名なソフィストである<sup>1)</sup>。この作品のなかで、トラシュマコスは、ソクラテスとポレマルコスとの間でおこなわれていた正義をめぐる対話に暴力的に介入し、正義をめぐるソクラテスの考え方を痛烈に批判していく。そこでトラシュマコスが展開している過激な正義批判から、正義を否定し不正を推奨する反道徳主義者というトラシュマコスのイメージが形成され、定着していくことになった。

しかし、このようなトラシュマコスのイメージは、かならずしも、このソフィストの歴史的事実を正しく反映したものではない。トラシュマコスをめぐる証言は、かならずしも豊富とは言えないが、その姿を伝える一定数の証言が存在しており、そこから浮かび上がる歴史的トラシュマコス像は、『国家』第一巻から形成されるイメージとは、必ずしも一致するものではないのである。われわれは、『国家』が作り出すイメージに囚われることなく、それ以外のさまざまな証言も踏まえつつ、トラシュマコスの歴史的事実を探求していくべきであろう。

本論文では、このような視点から、トラシュマコスと正義との関わりを明らかにしていきたい。そのために、われわれが注目したいのが、彼の政治家としての側面である。トラシュマコスは、弁論術を開拓したパイオニアのひとりであるが、その弁論の技術を生かして、政治家としても活躍していたと考えられる。そうした彼の実践的活動を視野に入れて、はじめてトラシュマコスと正義

との関わりは明らかとなるように思われるのである。

まず、1では、トラシュマコスの実践的活動の全体像を、政治家としての活動を中心にまとめよう。その後、2では、プラトンの『国家』においてトラシュマコスが展開している正義への批判の議論を詳細に分析し、その批判の内実を明らかにしたい。最後に、3で、トラシュマコスがそのような正義への批判をおこなう理由を、彼の政治的实践との関わりの中で、明らかにしたい。

## 1 トラシュマコスと政治

### 1.1 トラシュマコスの活動

トラシュマコスは、カルケドン出身のソフィストであり、おそらく、紀元前460年前後に生まれている<sup>2)</sup>。彼は、おそらく30歳くらいから弁論家としての活動を本格的にはじめ、すくなくとも、紀元前427年には、アテネでその名を知られる、影響力の大きな弁論家となっていた<sup>3)</sup>。

この紀元前427年は、ゴルギアスがレオンティノイの外交使節としてアテネで外交演説をおこなって評判となった年であるから、アテネでの弁論家としての活動は、ゴルギアスよりもトラシュマコスのほうが早く、その影響も、この時期にはすでに広まっていたと考えることができるだろう<sup>4)</sup>。

さらに、トラシュマコスは、弁論家として優れていただけでなく、弁論術の理論家として、さまざまな新しい技法を開発し、弁論術の発展に大きな寄与をしたと考えられている<sup>5)</sup>。

ひとつは、人々の感情をさまざまに操作する技術の体系化である。彼は、裁判において陪審員の憐れみの感情を惹起して、同情を引き起こし、有利な評決を引き出す力に長けていたとされるが(DK85B5, B6)、それだけでなく、怒りなどのさまざまな感情を操作する技術を持ち(DK85B6)、その技法を教えていたと考えられる。

もうひとつの業績は、散文による語りのための新しい文章構成技術の開発である。トラシュマコスは、詩歌の荘重な語り方の影響が残っていた当時の弁論術を改革し、散文での語りに適した、新しい平明な技術の開発をおこない、広

めたと考えられるのである<sup>6)</sup>。

このような弁論家としての優れた才能が、トラシュマコスを優れた政治家にしたと考えることができる。一般に、トラシュマコスの活動は、弁論術のそれが強調されることが多いが、われわれは、政治家としての活動も見逃すことはできないのである。そこでつぎに、政治家としてのトラシュマコスの活動を詳しくみていくことにしたい。

## 1.2 政治家としてのトラシュマコス

トラシュマコスには、政治的含意を読み取れる発言のほか<sup>7)</sup>、彼がじっさいに政治的活動をしていたと推測できる、つぎのような証言が存在している。

①クレメンスは、トラシュマコスが、『ラリサの人々のために  $\square\pi\square\rho$  Λαρισα $\square\omega\nu$ 』という文書のなかで、「異邦人であるアルケラオスに、ギリシア人であるわれわれは隷属するべきだろうか」と述べていると証言している (DK85B2)。アルケラオスはマケドニア王であり、テッサリア地方への侵攻を企てていた。おそらく、この文書は、このアルケラオスの侵攻政策への抵抗を呼びかける政治的文書であり<sup>8)</sup>、トラシュマコスが、アルケラオス在位中の紀元前413-399年の間に、アルケラオスに抵抗するなんらかの政治的活動に関わっていたことを物語っている。

②アリストテレスは、『政治学』5巻5章 (1304b31-1305a7) において、諸都市で発生した民主制の崩壊について述べているが、さまざまな都市での事件にふれた後、同様のことが民主制時代のキュメでも発生し、トラシュマコスが民主制を転覆させたと証言している。

この証言は、Diels/Krantz の資料集には採録されていない。なぜ、採録されていないのかは不明だが、おそらく、弁論家であるトラシュマコスがキュメでこのような政治活動をした可能性は薄いと考えたからであろう。

だが、筆者は、ここで言及されているトラシュマコスは、ソフィストのトラ

シュマコスである可能性が高いと考えたい。

まず、アリストテレスは、ここで登場するトラシュマコスを別人として限定してはいない。アリストテレスがトラシュマコスに言及している箇所は6か所あるが、そのいずれにおいても、トラシュマコスという名前が定冠詞や出身地で限定されている例はなく、アリストテレスは、これらのトラシュマコスをすべて同一人物として挙げていると考えるのが自然である。じっさい、トラシュマコスという名前は、一般的なものではない。別人として知られているトラシュマコスは、紀元前四世紀の「コリントスのトラシュマコス」のみであり、その名を伝えているディオゲネス・ラエルティオス(2.113)は、これに「コリントスの」という限定を付して言及している。それゆえ、問題の個所におけるトラシュマコスが別人だとしたら、そのことが明記されるはずだと考えられるのである<sup>9)</sup>。

さらに、ここでアリストテレスが言及している民主制の崩壊した諸都市は、その背後に政治的な繋がりがあったと推定することができる。すなわち、そこで言及されているのは、コス、ロドス、ヘラクレイア、キュメ、メガラの5都市であるが、このうち、コス、ロドス、ヘラクレイア、キュメは、エーゲ海とポントスに位置する地理的なつながりのある都市であり<sup>10)</sup>、さらに、メガラは、ヘラクレイアとカルケドンの母市である。それゆえ、トラシュマコスが母国カルケドンの政治に深く関わっていたとしたら、彼がこれらの諸都市の政治的問題に関与し、重要な政治的役割を果たしたことは、ありえないこととはいえないように思われるのである<sup>11)</sup>。

③トラシュマコスの演説として、彼の政治弁論の冒頭部分の引用が残されているが(DK85B1)、この演説は、たんなるモデル演説ではなく、彼の政治演説の原稿であった可能性がある<sup>12)</sup>。

では、具体的に、それはどのようなものであったのだろうか。

ひとつの可能性は、トラシュマコスが、政治的なつながりのあるアテネの政治家のために、この原稿を執筆したという可能性である。この場合、トラシュ

マコス、アテネの政治に関与する存在であったことになるだろう。

もう一つの可能性は、この演説をトラシュマコス自身のおこなった政治演説とするものである。White [1995] は、この演説を、トラシュマコスがアテネの議会においてカルケドンの外交使節としておこなった演説とする大胆な新説を提示している<sup>13)</sup>。このWhiteの解釈は魅力的だが、Yunis [1997] が批判するように、この演説を外交演説として解釈するには、無理が感じられることも確かである。なぜなら、この演説において、演説者は同胞市民に向けた語り方をしており、その後には論じられるはずの政治問題も、国内の問題だと予想できるからである<sup>14)</sup>。

しかし、それでもなお、この演説を、トラシュマコス自身のおこなった演説とみなす可能性は残っている。この演説は、一般的には、アテネ市民に向けて呼びかけられたものと考えられているが、それは推定にすぎず、この演説がアテネ以外でおこなわれていた可能性も否定できないのである<sup>15)</sup>。

いずれにしても、この演説がどのようなものであったとしても、それがトラシュマコスの政治への関与を明確に示すものであることは、確かなことといえるだろう<sup>16)</sup>。

## 2 『国家』第一巻におけるトラシュマコスの正義批判

### 2.1 『国家』第一巻の議論と歴史的トラシュマコス

以上、われわれは、トラシュマコスの活動の全体像を概観してきた。考察から明らかになったように、トラシュマコスは、弁論術のさまざまな技術を開発し、その発展に多大な寄与をなすとともに、みずからの弁論の才能を生かして、さまざまな政治的活動を実践していたソフィストだと考えることができるであろう。

『国家』第一巻でのトラシュマコスの発言も、このような彼のソフィストとしての活動を背景にしており、彼の実際の発言に基づいて創作されていると考えるのが自然である。すなわち、そこでトラシュマコスが述べていることは、プラトンの完全な創作ではなく、歴史的トラシュマコスの思想を下敷きにして

いると考えられるのである。

では、われわれは、『国家』第一巻の議論のなかから、正義をめぐる歴史的トラシユマコス的主張を取り出し、彼の全体像のなかに整合的に組み込むことができるであろうか。

筆者は、それが可能であると考え。なぜなら、『国家』におけるトラシユマコスとソクラテスの一連の議論は、トラシユマコスの原資料に由来する部分と、プラトンによって創作された部分を、比較的容易に区別することが可能だからである。

『国家』第一巻において、トラシユマコスは、二回にわたり比較的長い説明を述べ、そこで、正義をめぐるみずからの考えを提示している(338c-339a, 343c-344c)。そして、それ以外のソクラテスとの対話の部分は、その多くが、そこで提示されたトラシユマコスの考えを、プラトンの枠組を通して明確化し、論駁していくものなのである。このような構造から、プラトンは、トラシユマコスの原資料から、正義を論じた部分を二か所取り出し、それらを、プラトンが創作したソクラテスとの対話によって連結し、全体をひとつながりの議論として構成していったのだと推測することができるだろう<sup>17)</sup>。

そこで、われわれは、まず、トラシユマコスの二回にわたる発言のそれぞれを詳細に分析し、トラシユマコスのオリジナルの議論がどのようなものであったのかを考察することにしよう。

## 2.2 トラシユマコスによる第一の説明(338c-339a)

トラシユマコスによる正義の第一の説明では、まず、正義が「強い者の利益」と規定された後、その具体的な内容が説明されていく。それによれば、「強い者」とは、民主制であれ、貴族制であれ、独裁制であれ、あらゆる支配制度において、その国を支配する支配層のことである。支配層の人々は、その国の被支配者たちを支配するが、そのさい、自分たちの利益になるように法を制定して、正義の名のもとに、被支配者たちを法に従わせ、従わない者がいれば、不正なものとして罰するのであるという<sup>18)</sup>。

以上のトラシュマコスの説明では、正義をめぐる、以下の異なるふたつの規定が述べられている。

(T1) 正義とは、強い者の利益である。

(T2) 正義とは、法に従うことである。

このふたつの規定は、合致していない。なぜなら、T1における「強い者」や「利益」という一般的な規定は、かならずしも「支配層」や「法」という特定の内容に限定されるわけではないからである。

トラシュマコスは、T1の広い規定を与えたあと、その規定を狭く限定し、彼が本当に意図している内容を後付けしている。そして、この後付けの限定によって、T1とT2は実質的に一致することになるのである。

では、トラシュマコスは、どうしてこのような変則的な規定の仕方をするのであろうか。

この点については、多くの論者たちが、これをトラシュマコスのソフィスト的な議論の手法と捉えてきた。それによれば、トラシュマコスが実質的な規定を後回しにして、まず、「強い者の利益」という広い規定を提示するのは、この表現が衆目を驚かせるような逆説的で印象的な主張だからであり、トラシュマコスは、まずこのようなインパクトのある言葉を聴衆に投げつけることによって、聴衆にショックを与え、自分の主張を印象づけようとしているのである<sup>19)</sup>。

これがトラシュマコスの戦略であることは、この規定に対して、聴衆から驚嘆の声が挙がらないことに拍子抜けして、逆にあっけにとられるという戯画的な描写からもわかる。トラシュマコスの思惑が見事に外れてしまう様子を、プラトンは皮肉なタッチで描こうとしているのである。

では、どうしてT1はショッキングな逆説的テーゼなのだろうか。それは、当時の常識的な価値観では、正義とは弱者の利益をはかるものであり、法は弱者である被支配者たちを保護し、その安全と権利を守ってくれるものだと思

られていたからであろう。

たとえば、クセノフォン『ソクラテスの思い出』1.2.41-46では、法とは何かをめぐるアルキビアデスとペリクレスの対話が描かれている。そこにおいて、正義とは何かを問うアルキビアデスに対して、ペリクレスは、民衆が議会で制定したものであると答えるが、独裁制や寡頭制の国においても、支配者が定めたものは法であると認める。これに対して、アルキビアデスは、強者が弱者に対して自分の好きなことを説得を用いずに強制するのは法かと問い、ペリクレスは、説得をせずに強制されたものは法とはいえないのだと答えている。この対話においては、法とは支配者の制定したものであるが、みずからの利益のために弱者に強制するようなものは、もはや法とはいえないのだという考え方をすることができる。このような考え方は、当時、多くの人々の抱く考え方であり、トラシュマコスも、このような考え方をひっくり返そうとしているのである。

このように、T1は正義の規定ではなく、T2によって正義を規定したときに帰結する、常識的正義観に反する逆説的真実として提示されている。

それゆえ、われわれは、第一の説明における正義の具体的規定はT2だと考えるべきである。すなわち、正義とは、それぞれの国における支配階層が制定した法のことである。そして、支配階層が強い者であり、法が支配階層に利益をもたらす限りにおいて、T1が帰結することになるのである。

以上のように、第一の説明における正義は、法概念と密接に結びついている。これは、正義をめぐる伝統的な発想といえるが<sup>20)</sup>、この法における正義を、トラシュマコスはどのような解釈しようとしたのであろうか。第一の説明においては、たんに支配層の利益になるように法を制定すると述べられるのみであり(338e)、それが具体的にどのような利益であるのかについては、なにも述べられていない。だが、この考え方の具体的な内容を、プラトンは他の作品において詳しく説明している。すなわち、『法律』四巻(714b-d)においても、正義をめぐるトラシュマコスと同様の考え方が解説されているが、そこでは、支配層の利益の内容が具体的に説明されているのである。そこで、われわれは、ここでの説明を手がかりとして用いることにしよう。



『法律』においても、正義とは強い者の利益なのだと言われるが、その理由は、つぎのように語られている。すなわち、いかなる国制においても、法は強い者である支配層が制定するが、支配層は、国制が保持されて自分たちの支配が永続して破壊されることのないようにと、その国制にとっての利益に目を向けて、法を制定している。そして、それを正義と名付けて、被支配者に従わせ、従わない者を不正な者として罰するのである。この説明では、支配層が法を制定する目的は、自分たちの政権が、ほかの勢力によって破壊されずに存続していくためであり、そのような支配によって、自分たちに利益が得られるようにするためだということになる。

これは、具体的には、どのようなことなのだろうか。この点を考えるために、偽クセノフォンの『アテナイ人の国制』を参考にすることにしよう。この著作は、著者も執筆年代も明確ではないが、一般的には、著者は寡頭派に属するアテネ人と推測されている。執筆時期についてもさまざまな説があるが、多くは紀元前431-424年のいずれかの時期に想定されている。トラシュマコスがアテネで活動していた時期には、すでに政治支配をめぐる同様の議論が存在していたことがわかる。

『アテナイ人の国制』は、アテネの民主制をさまざまな観点から批判しているが、その第一章では、支配層であるアテネの民衆の利益という観点から批判がなされている。偽クセノフォンの分析によれば、アテネでは、貧しくて劣った民衆が政治権力を握っており、彼らは自分たちの利益になるような制度を作り、運用している。偽クセノフォンが、そのような民衆による支配の核心に据えているのが、すべての民衆が政治に参加し、だれもが議会で自由に発言できる権利の保障である（1.2）。この権利によって、民衆は、富裕な貴族や有能な市民が政治的主導権を握り、民衆から権力を奪うことを阻止しているのだという（1.6-10, 1.14）。

以上のように、偽クセノフォンは、アテネの支配層である貧しい民衆が、自分たちの政治支配が保持され、ほかの階層によって転覆されることがないようにしているとするが、さらに、このような支配から、民衆がどんな利益を得て

いるのかを具体的に解説している。

それによれば、アテネの民衆は、自分たちの支配下にあるさまざまな人々を巧みに支配し、彼らから利益を得ているのだという。すなわち、①政治においては、将軍職などの要職は有能な市民におこなわせ、それによって自分たちのほうは報酬などのさまざまな利益を得ている(1.3)。②また、祭典でのコロスの費用や、軍備にかかわる費用は、すべて富裕な市民に負担させ、自分たちのほうは、そこから利益を得ている(1.13)。③さらに、アテネの民衆は、奴隷や在留外国人にもさまざまな自由と平等の権利を与えているが、それもまた、そうすることが民衆に利益をもたらすからである(1.10-12)。④さらに、アテネの民衆は、同盟国に対しても、自分たちの利益になるようにさまざまな制度を設け、従わせているという(1.14-18)。

以上の偽クセノフォンの分析は、戯画的な誇張が多くみられ、かならずしも、アテネの民主制の実態を正しく反映したものとはいえないであろう。しかし、われわれは、ここから、トラシユマコス時代に、『法律』でプラトンが指摘していたような考え方が存在し、具体的に議論されていたことを知ることができるのである。

トラシユマコスの説明は、当時存在していたこのような議論を、あらゆる政体に適用し、普遍化したものであり、政治的支配の本質を、支配層の利益という視点から規定しようとしたのだと評価することができるであろう<sup>21)</sup>。

### 2.3 トラシユマコスによる第二の説明(343c-344c)

第二の説明においては、正義の規定として明確に述べられているのは、つぎのT3のみである。

(T3) 正義とは、他人の善である。

しかし、われわれは、この規定をトラシユマコスの正義の規定の本体と捉える必要はない。T1と同様に、T3における規定は、広範囲に当てはまる広い規

定である。しかし、その内実は、その後の議論においては、狭く限定されている。すなわち、トラシュマコスは、T3の規定を述べたあと、その具体的な例を多数列挙しており、T3の背後にある具体的な正義の姿は、この具体例のなかに示されていると考えることができるのである。

トラシュマコスは、つぎの五つの具体例を提示している。

- ①正しい人間と不正な人間が互いに契約を結び、共同で事業をするとき、正しい者のほうが不正な者よりもたくさんの儲けにあずかることはなく、きまって損をする。
- ②国に献金しなければならないとき、財産の程度が同じでも、正しい人はたくさん献金し、不正な人は少なくする。
- ③分配金にあずかるとき、不正な人がたくさん取ってしまい、正しい人には分け前が残らない。
- ④役職につく場合、正しい人においては、自分の家のことがなごりにされ、悪い状態になってしまう。また、公の仕事から私腹を肥やすようなまねはせず、正義に反して身内の者や知人たちにも奉仕しないから、嫌われる。だが、不正な人は、これらとは反対のことをする。
- ⑤独裁君主は、国民から一度にすべてを奪い取る。これは、発覚すれば最大の罰と非難を受ける極悪な行為である。しかし、神殿荒らし、人さらい、土蔵破り、詐欺師、盗人のような小規模な犯罪者とは違い、そのような支配者は、むしろ、しあわせな人と呼ばれる。

以上の五つの例において、トラシュマコスは、人々の倫理的なふるまいを問題にしているように思われる。ここでいう倫理的ふるまいとは、平等や公平を重んじ、他者に対して正直な態度を取り、だましたり出し抜いたりせず、他者の権利を尊重して、他者から不当に奪うようなまねをしないことである。

このような倫理的正義に対して、ここで述べられている不正は、倫理的な意味での不正である。そのような不正は、344a1において「より多く取ること

(πλεονεκτε□v)」と規定され、その後、このプレオネクシアの概念が、ソクラテスとの議論の中で頻繁に登場するようになる(349b8, c4, e12, 350a2, b8, II 362b7)。このように、第二の説明における正義と不正は、伝統的な枠組みからみれば、イソテース(平等)としての正義とプレオネクシアとしての不正という対立で捉えられていることになるだろう。

以上のように、第二の説明においては、第一の説明とは異なり、正義は、法的な文脈ではなく、イソテースとプレオネクシアという倫理的な文脈の中で理解されている<sup>22)</sup>。

われわれは、このような正義の理解も、正義に対する伝統的な理解である点に注意すべきである。そもそも、『国家』における正義論は、トラシユマコスとの対話以前には、このような倫理的な正義の文脈で展開していた。正直であることや、預かったものを返すこと、味方を益し敵を害するなど、そこで登場する正義は、すべて倫理的な文脈の中にあると考えることができる。

それゆえ、われわれは、これらの具体例の背後には、つぎのような正義の倫理的規定が隠されていると考えるべきである。

(T4)正義とは、他人に対して公平で、他人から不当に奪わないことである。

われわれは、ここでの T3と T4の間の関係が、第一の説明における T1と T2の关系到類似している点に気づくべきである。すなわち、ここでも、T3は、正義の規定ではなく、T4によって正義を規定したときに帰結する逆説的の真実として提示されているのである。

T3が逆説的な主張であるのは、第一の説明と同様に理解できる。すなわち、ここでは、「正義は自己の善である」という価値観を前提し、それを否定する主張として T3が提出されているのだと考えられる。

「正義は自己の善である」という考え方は、『国家』第一巻の議論で最初に登場する考え方であった。すなわち、ケパロスは、330e-331aにおいて、死後の褒賞をめぐる考え方を提示し、正しい者は現世で報われなくても、来世で報わ

れ、不正な者は、現世で罰せられなくても、来世で罰せられるという考え方を提示している。これは、倫理的正義をめぐり、ギリシャ人たちが一般的に抱いていた考え方であろう。トラシュマコスは、正義をおこなえば必ずや報われるという伝統的な考え方を逆転させようとしているわけである。

## 2.4 ふたつの説明の比較

### [1] 枠組の相違

トラシュマコスの提示しているふたつの議論は、いずれも正義をめぐると伝統的価値観を批判するために提示された議論であるが、そこで批判されているふたつの正義は、同一の正義ではない。トラシュマコスは、同じ正義という言葉を使っているが、これらは法的正義と倫理的正義という、異なるふたつの正義なのである。

ふたつの正義の違いは、その具体的内実を見れば、明白であろう。

	第一の説明	第二の説明
<b>正義の種類</b>	法的正義	倫理的正義
<b>正義の基準</b>	支配層の制定した法に従うか違反するか	相手に対して公平か不公平か
<b>正しい者</b>	法に従う被支配者	相手から不当に奪わない公平な者
<b>不正な者</b>	法に違反する被支配者	相手から不当に奪う者

第一の説明における正義とは、それぞれの国において定められている法であり、その法に従うことである。このとき、その法に従うことによって正しい者とされ、それに背くことによって不正な者とされるのは、被支配者である。これに対して、支配層は、みずから定めた法には縛られない、法を超越した存在だと考えられる。

他方、第二の説明においては、正と不正は、法によって規定されるものではなく、相手に対して平等にふるまうか、それとも相手から不当に奪うかという、倫理的な行動の特性によって規定される。それゆえ、正しい者と不正な者は、被支配者に限られることはなく、独裁君主のような支配者もまた、この文脈においては、不正な者として取り扱われるのである。

[2] 説明構造の類似

このように、正義をめぐるふたつの説明は、正義の意味と成立構造の点で、その枠組は大きく異なっている。

しかし、われわれは、このような枠組の相違にも関わらず、第一の説明と第二の説明は、ほぼ同じ構造をしている点に注意しなければならない。その構造を示すと、つぎのようになるだろう。

	第一の説明	第二の説明
伝統的正義観	正義は弱い者の利益だ	正義は正義をなす本人の善だ
その根拠	法は弱者である被支配者の利益を保護する	正しい者は報われる
伝統的正義観へのソフィスト的反論	(T1) 正義は強い者の利益だ	(T3) 正義は他人の善だ
反論の根拠となる正義の現実の姿	(T2) 強い者 (= 支配層) は自分の利益のために法を制定し、被支配者に正義として従わせている	(T4) 倫理的に正しくふるまう者は、いつでも自分が損をし、不正な他人のほうが利益を手にする

トラシュマコスのふたつの説明は、正義を、法的文脈と倫理的文脈のふたつの文脈において批判しており、いずれにおいても、正義を評価する常識的価値観に対して、それを否定するショッキングな逆説を投げつけたあと、その意味するところを具体的に説明していくという共通の構造をしていることがわかる。

このような彼の議論は、トラシュマコスの弁論術の特徴と、つぎの点で合致しているように思われる。

①トラシュマコスは、ソフィスト的な手法で伝統的な価値観を真っ向から否定するインパクトのある主張をまず相手にたたきつけ、それによって、相手の驚きを誘い、動揺させようとしている。この点は、彼の感情操作の技術が背景にあると考えることができる。

②トラシュマコスのふたつの議論は、同じ構造を持ち、同じような手順で展開されていく。この点は、彼のペリオドスの様式などのシンメトリカルな文章構成法と関連しているように思われる。

以上から、われわれは、正義をめぐるこの二つの説明は、おそらくは、弁論

の技術をめぐるトラシュマコスの著作の中に登場していたものであり、正義に従うべきだと主張する立場を反駁する議論の例として提示されていたものと推定したい。

### 3 トラシュマコスの正義批判

#### 3.1 トラシュマコスの正義批判の意図

以上で、ふたつの正義をめぐるトラシュマコスの議論の内容が明らかとなった。では、この議論はどのような意図のもとに提示されたものなのであろうか。

トラシュマコスの意図を考えると、われわれが注意しなければならないのは、プラトンの意図との相違である。『国家』におけるプラトンの意図は、正義とは何であるかを探求し、正義のあるべき姿を解明することにある。これに対して、トラシュマコスの意図は、正義をめぐる常識的な価値観の批判にある。そこで提示されている正義は、トラシュマコスが正義だと信じているものではなく、世間で一般的に正義だと信じられているものにすぎない。トラシュマコスの目的は、そのような正義をみずからの正義の定義として提示するところではなく、むしろ、そのような正義がじつは無価値なものであることを暴きたてるところにある。

それゆえ、トラシュマコスの批判する正義が、単一の正義である必要はない。人々が正義だと信じているものであれば、すべて批判の対象となりうるからである。それゆえ、トラシュマコスは、一般的に正義だとみなされている代表的な考え方をふたつ取り上げて、それぞれについて、それが無価値であることを立証しようとしているのだと考えられる。

また、われわれは、トラシュマコスの主張が持つ記述的性格にも注意する必要があるだろう。トラシュマコスは、正義をめぐる常識的な価値観を批判し、正義の現実の姿が人々の考える理想的な姿といかに乖離しているかを示そうとしている。そのために彼は、現実の社会において、正しい人がいかに損をしているかを記述するのである<sup>23)</sup>。

### 3.2 トラシュマコスの正義批判の再構成

以上のように、トラシュマコスの議論の目的は、単一の正義の定義を提示しようとしたものではなく、常識的な正義観の批判にあった。彼は、正義をめぐる人々の一般的な捉え方を取り上げて、その価値観が間違っていることを、正義の現実の姿を記述することによって、明らかにしようとしたのだと考えられる。彼は、そのような常識的な正義観として、法的正義と倫理的正義という枠組の異なるふたつの正義観を取り上げ、それぞれについて、記述的な批判を展開している。そして、それぞれの批判は、共通の論証構造を持つものであった。

われわれは、このようなトラシュマコスの議論の特徴から、ふたつの批判は、トラシュマコスの著書の同じ個所に存在していたと推測したい。おそらく、トラシュマコスは、法的正義をめぐる議論と倫理的正義をめぐる議論を、同じ論証構造を使って並置することにより、理解しやすい印象的な議論を提示しようとしたのではないだろうか。

以上の考察から、トラシュマコスの正義批判の議論の骨格を再構成すると、およそつぎのようなものであったと推測することができるだろう。

世の人々は、正義は正しい者に利益をもたらしてくれると信じ、正義に従うべきだと言っている。しかし、それは、間違いだ。

#### (第一の批判)

ある人々は、正義とは法に従うことであり、法に従うことは、〈弱い者の利益〉だと信じている。

しかし、正反対に、正義とは、〈強い者の利益〉なのである。

なぜなら、国の支配層は強い者であり、あらゆる国制において、支配層は、自分たちの利益になるように法を制定し、それが被支配者たちにとって正しいことなのだと宣言して従わせ、それに違反する者を不正な犯罪者として処罰するのであるから。このように、正義とは強い者の利益なのであり、



それは、弱い者の利益であるどころか、逆に損害となるものなのだ。

（第二の批判）

また、ある人々は、正義とは平等を尊重して欲張らないことであり、そうすることは、正義をなす本人にとって利益となる〈本人の善〉なのだと信じている。

しかし、正反対に、正義とは、〈他人の善〉なのである。

なぜなら、正しい者は、いつでも、不正な他者に利益を奪われて損をするものなのだから。じっさい、社会の現実を見れば、それは明らかだ。正しい者が不正な者と事業をすれば、正しい者が損をする。国への献金や分配金でも、正しい者が損をして、不正な者が得をする。役職に就いても、正しい人にはなんの利得もない。その最たる例が独裁君主だ。独裁君主は極悪な手段で強奪しても、罰せられないどころか、人々から幸せ者とすら呼ばれるのであるから。

### 3.3 トラシュマコスと不正

このように、正義をめぐるトラシュマコスの批判は、正義を尊重する人々の価値観に対して、彼らが正義と信じているものの正体を示し、その価値観が幻想にすぎないことを暴き出そうとしたものであったと考えることができる。

それでは、われわれは、トラシュマコスのこのような記述的な議論から、なんらかの規範的な主張を導出することができるだろうか。

まず、トラシュマコスが正義に従うべきだと考えていないことは明らかであろう。トラシュマコスの提示するふたつの正義は、彼にとっては、行為者になんの利益ももたらさないどころか、かえって損害をもたらすようなものなのである。それゆえ、彼の批判するふたつの正義、すなわち、法に従うことと倫理的であることは、なんら規範的な力を持ちえない。トラシュマコスは、ひとは法に従うべきだとも、倫理的であるべきだとも考えていないのである<sup>24)</sup>。

では、トラシュマコスが、彼が批判するような正義とは逆のことをすること、すなわち、不正をすることを、規範として提示しようとしているのだろうか。これまで、多くの論者が、トラシュマコスの真意は、このような反道徳主義（immoralism）の提示にあり、彼は、『ゴルギアス』におけるカリクレスと同様に、「自然の正義」を規範として提示しているのだと考えてきた<sup>25)</sup>。だが、そのような解釈には問題がある。

まず、トラシュマコスの発言と、カリクレスの「自然の正義」の思想には、内容的な食い違いがみられる。カリクレスの考え方は、法的正義と自然の正義の対立図式に基づいている。すなわち、彼の考えでは、法的正義は弱者である大衆が作り出したものであり、大衆はこれを正義として強者に従わせている。これに対して、強者は、弱者を支配し、弱者から搾取する権利を持っているのであり、これこそが自然の正義という規範なのである。ところが、トラシュマコスの立てる枠組は、これとは異なっている。彼にとっては、法的正義は強者が作り出し、弱者に従わせているものである。そこでは、法的正義のなかにすでに強者の利益が実現しており、それゆえ、彼の説明には自然の正義という規範が登場する必要がないのである<sup>26)</sup>。

このように、トラシュマコスがカリクレスと同様の規範的主張をしているとすることはできない。では、トラシュマコスの発言自体のなかから、なんらかの規範的主張を読み取ることは可能であろうか。

トラシュマコスの目的は、人々の楽天的な正義観を批判し、人々を正義の幻想から解放するところにあった。しかし、彼が正義をめぐる楽天主義を批判しているからといって、そこから、不正を積極的に推奨しているという帰結が必然的に生じるわけではない。なぜなら、彼が記述している社会の現実の姿そのものを、彼が望ましいものと考えている保証はないからである。もしかしたら、カリクレスは、支配層が自分たちの利益の確保しか考えず、不正な者ばかりが利得を得ている現実世界そのものを、悲観的な目で見えていたかもしれないのである<sup>27)</sup>。

もちろん、トラシュマコスが、不正のはびこる現実世界を肯定的に受け入れ、

ひとはそのような世界では、自己利益のために、不正をしてもよいと考えていた可能性もある。しかし、かりにそうだったとしても、少なくとも、そこから、「不正をなせ」といった単純な行為規範が導出されるとは思えない。なぜなら、社会の中には、不正に対する強いサンクションが常に存在しており、不正が得になるのは、不正な者がそのような社会的サンクションを回避できたときに限られるからである。

法的正義においては、不正とは法に違反することであるが、トラシュマコスは、そのような者は、支配者によって、不正な者として処罰されると述べている（338e）。それゆえ、大部分の被支配者にとっては、不正をすることは、大きな損害しかもたらさないであろう。つまり、法的正義の文脈では、「不正をなせ」という規範は成り立ちえないのである。

また、倫理的に不正な者についても、不正な者が利益を得るのは、不正な者が社会的サンクションを回避できたときに限られると考えているように思われる（344b）。そして、トラシュマコスが、そのようなサンクションを容易に回避できると楽観的に信じていたとは考えられないのである。それゆえ、われわれは、トラシュマコスが、「不正をなせ」といった単純な行為規範を抱いていたとすることはできない<sup>28)</sup>。

### 3.4 政治的リアリストとしてのトラシュマコス

以上のように、正義をめぐる歴史的トラシュマコスの発言のなかには、不正をするべきだという倫理的規範は存在していない。むしろ、トラシュマコスの目的は、正義に対する人々の間違った価値観を明らかにして、人々を正義という幻想から解放することにあつたのだといえるだろう。

トラシュマコスが、このような正義批判を展開した背景には、彼が置かれていた政治的現実があるように思われる。

すでに考察したように、トラシュマコスは、政治的活動に深く関わっていたと考えられるが、彼が置かれていた立場は、当時の政治的現実のなかで、相当に厳しいものであつたと推測できる。トラシュマコスが政治家として活躍して

いたであろう時期のアテネは、その強大な力を後ろ盾にして、帝国主義的な政策を取り、諸国を力で抑圧する支配体制を敷きながら、それを正義の名のもとに正当化していた<sup>29)</sup>。

この時期、彼の母国カルケドンは、そのようなアテネとの対立のなかで、政治的にきわめて不安定であり、すくなくとも40歳代以降のトラシマコスには、そのような厳しい状況のなかで、母国の政治に関わっていたと考えられる<sup>30)</sup>。

そのような状況の中で、トラシマコスは、正義の名のもとに弱者に対する政治的支配がなされる現実を目の当たりにするとともに、母国の利益のために非道徳的手段に訴えざるをえないような状況に直面していたことであろう。トラシマコスは、そのような政治的現実を受け入れ、それに立ち向かっていたのだと考えることができる<sup>31)</sup>。こうした政治的リアリストとしての立場から、トラシマコスは、正義を理想化する人々に対して、正義といわれるものの正体を示し、その幻想を振り払うことによって、人々を政治の現実に向き合わせようとしたのではないだろうか。

この点に関して、われわれは、正義をめぐるトラシマコスのもうひとつの発言（DK85B8）に着目すべきであろう<sup>32)</sup>。

彼〔トラシマコス〕は、自分の著作の中で、およそつぎのようなことを書いている。すなわち、神々は人間たちのことなど気にかけてもいない。もし、気にかけていたなら、神々はきっと、人間たちにおける最大の善、すなわち正義に目を向けてくれていたであろう。じっさい、われわれは、人間たちが正義など用いていないのを見るのである。（DK85B8：ヘルミアス、『プラトン「パイドロス」注解』、21 Couvr.）

ここでトラシマコスは、正義を人間たちにおける最大の善としている。この発言は、一見すると、『国家』での発言と矛盾しているように見える。しかし、『国家』での彼の発言は、じつは真実の正義の話ではなく、人間の世界において正義とされている偽物の正義の話にすぎないのだと考えれば、矛盾は消滅す

る。

ここでのトラシュマコスの考えでは、神々の世界には真実の正義が存在している。しかし、神々は人間の世界に配慮などしないので、人間たちが真実の正義を用いることはなく、それゆえに、人間の世界には、偽物の正義がはびこっているのである。もしこれが正義をめぐるトラシュマコスの真意であったとしたら、トラシュマコスが『国家』で批判している正義は、トラシュマコスにとっては、人間たちが誤って正義だと思い込んでいる偽物の正義であったことになるだろう。

それでは、トラシュマコスが真実の正義と考えているのは、どのようなものなのであろうか。おそらく、それは、人間の世界における偽物の正義とは反対に、正義をなす者に利益を与えてくれる正義ということになるだろう。すなわち、法的文脈においては、弱者を保護し、弱者に利益を与えてくれるような正義であり、倫理的文脈においては、正しい者に利益をもたらし、不正な者に損害をもたらしような正義である。

このような「自己利益と合致した正義」という理想は、プラトンの正義の像に近いものだといえるが、われわれは、トラシュマコスとプラトンの間には、決定的な相違があることに注意しなければならない。すなわち、プラトンは、そのような正義が人間の世界に実現可能だと考えるのに対して、トラシュマコスは、それを不可能なこととして拒絶し、正義に期待しない現実主義の政治を目指すのである。この正義に対する態度の相違が、両者の間の根本的な相違を作り出している。その意味で、トラシュマコスは、プラトンの対極に位置する思想家だといえるのである。プラトンが、『国家』第一巻においてトラシュマコスを登場させ、まずはその正義論の徹底した批判を展開していった理由は、まさにここにあるように思われる。

本研究は JSPS 科研費 JP17K02196 の助成を受けたものです。

文献表

- Algra [1996] K. Algra, "Observations on Plato's Thrasymachus: The Case for *Pleonexia*", in K. A. Algra, P. W. Van Der Horst, D. T. Runia edd., *Polyhistor: Studies in the History & Historiography of Ancient Philosophy*, Brill, 1996, 41-60.
- Annas [1981] J. Annas, *An Introduction to Plato's Republic*, Clarendon Press, 1981.
- Betti [2011] D. Betti, "The Search for the Political Thought of the Historical Thrasymachus", *Polis* 28(2011), 33-44.
- Boter [1986] G. J. Boter, "Thrasymachus and ΠΛΕΟΝΕΞΙΑ", *Mnemosyne* 39(1986), 261-281.
- Chappell [1992] T. D. J. Chappell, "The Virtues of Thrasymachus", *Phronesis* 38(1993), 1-17.
- Dahrendorf [1968] R. Dahrendorf, "In Praise of Thrasymachus" in R. Dahrendorf, *Essays in the Theory of Society*, Stanford U. P., 1968, 129-150.
- Dennison [1952] J. D. Denniston, *Greek Prose Style*, Oxford U. P., 1952.
- Döring [1993] K. Döring, "Platons Darstellung der politischen Theorien des Thrasymachos und des Protagoras", *Der altsprachliche Unterricht* 36(1993), 13-26.
- von Fritz [1996] *Der neue Pauly : Enzyklopädie der Antike*, Bd. 12/2, J.B. Metzler, 1996, 592-593.
- Guthrie [1971] W. K. C. Guthrie, *The Sophists*, Cambridge U. P., 1971.
- Hoffmann [1997] K. F. Hoffmann, *Das Recht im Denken der Sophistik*, Teubner, 1997.
- Hourani [1962] G. F. Hourani, "Thrasymachus' Definition of Justice in Plato's Republic", *Phronesis* 7(1962), 110-120.
- Johnson [1985-6] C. Johnson, "Thrasymachean Justice: The Advantage of the Stronger", *Durham University Journal* 78(1985-6), 37-49.
- Kerferd [1947] G. B. Kerferd, "The Doctrine of Thrasymachus in Plato's "Republic"", *Durham University Journal* 40(1947), 19-27.
- Maguire [1971] J. P. Maguire, "Thrasymachus - - - or Plato?", *Phronesis* 16(1971), 142-163.
- Murphy [1952] N. R. Murphy, *The Interpretation of Plato's Republic*, Clarendon Press, 1951.
- Nalis [2002] D. Nalis, *The People of Plato*, Hackett, 2002.
- Nederman [1981] C. J. Nederman, "Thrasymachus and Athenian Politics: Ideology and Political Thought in the Late Fifth Century B. C.", *Historical Reflections / Réflexions Historique* 8(1981) 143-167.
- Nederman [2007] C. J. Nederman, "Giving Thrasymachus His Due: The Political Argument of *Republic* I and its Reception", *Polis* 24(2007) 26-42.
- Oppenheimer [1996] *Der neue Pauly : Enzyklopädie der Antike*, Bd. 12/2, J.B. Metzler,

1996, 584-592.

Piper [2005] M. Piper, "Doing Justice to Thrasymachus", *Polis* 22(2005), 24-44.

Reeve [1988] C. D. C. Reeve, *Philosopher-Kings*, Princeton U. P., 1988.

Salomon [1911] M. Salomon, "Der Begriff des Naturrechts bei den Sophisten", *Zeitschrift für Rechtsgeschichte* 32(1911), 129-167.

Shellens [1953] M. S. Shellens, "Der Gerechtigkeitsbegriff des Thrasymachus", *Zeitschrift für Philosophische Forschung* 7(1953), 481-492.

Untersteiner [1949] M. Untersteiner, *I Sofisti*, Giulio Einaudi, 1949.

Untersteiner [1954] M. Untersteiner, *The Sophists*, tr. by K. Freeman, Basil Blackwell, 1954.

Usener and Radermacher [1899] H. Usener and L. Radermacher, *Dionysii Haricalnasei Opuscula* vol.1, Teubner, 1899.

White [1995] S. A. White, "Thrasymachus the Diplomat", *Classical Philology* 90(1995), 307-327.

Yunis [1997] H. Yunis, "Thrasymachus B1: Discord, not Diplomacy", *Classical Philology* 92(1997), 58-66.

## 注

- 1) トラシユマコスを弁論家とみなし、ソフィストに加ええない論者もある。たしかに、彼が徳の教育をおこなった痕跡はないが、彼の活動はたんなる弁論術教育を超えるものであり、ゴルギアス同様に、広い意味でのソフィストとみなしうる。cf. Untersteiner [1949] 373-375 (Untersteiner [1954] 311-312).
- 2) cf. Untersteiner [1949] 249 (Untersteiner [1954] 311) . 彼の活動時期を示す証言は、DK85A2, A3, A4, B2などで、これらに基づいて、多くの論者はこれに近い時期を生年と想定している。トラシユマコスの生年をもっと遅く、440年代くらいと推測する論者もあるが (White [1995] 324-326, Nalis [2002] 288-290), 資料の特殊な解釈に基づくものであり、受け入れられない。
- 3) 427年に上演されたアリストファネスの喜劇『ダイタレース (宴の人々)』の断片 (fr. 198 Kock = fr.205 Kassel-Austin) のなかに、トラシユマコスの名前が登場している (DK85A4)。この断片で描かれているのは、登場人物の老父と放蕩息子が会話する場面であり、流行の新奇な言葉づかいをする放蕩息子に、老父が、「おお、トラシユマコスよ、シュネーゴロスたちのなかで、誰がそんなはったりを言うのか」と述べている。おそらく、老父は、息子の新奇な言葉づかいに対して、そのような言葉づかいをするソフィストとして、トラシユマコスを連想し、自分の息子をトラシユマコスになぞらえるか、あるいは、その場にはいないトラシユマコスの名を叫んでいるのであろう。老父は、流行の新奇な言葉づかいに反応して、トラシユマコスの名を持ち出しており、そのさい、「シュネーゴロ

σχυρολογος) (公訴において任命される弁論家) を引き合いに出している。ここから、トラシマコスには、すでに紀元前427年には、アテネで法廷弁論家として活躍し、新奇な言葉づかいをするソフィストとして、よく知られていたと推測できる。

4) cf. Untersteiner [1949] 249 (Untersteiner [1954] 311).

5) トラシマコスの著作は、モデル演説集を除けば、すべてが弁論術の技術書であったと考えられている。DK85A1, B3の証言から、非常に多くの著作があったことがわかる。

6) この技術には、ふたつものがあった。ひとつは「バイアーン」と呼ばれる、散文に適した新しいリズムの開発であり (DK85A11)、これによって、過度の厳粛さを避け、平明さとのバランスの取れた散文の語りが確立された (DK85B1)。もうひとつは、「ペリオドス」と呼ばれる文章構成法であり (DK85A1)、古代の周回路 (ペリオドス) のように、同じ長さを持つ文章を重ねて、対比させることにより、理解を容易にさせる方法である。

7) 政治的含意が読み取れる発言としては、以下のふたつがある。

(1) アリストファネス『鳥』への古注において、トラシマコスが『大きな技術』のなかで、キオス人をアテネの祈祷に含めることについて、キオスのテオポンポス (紀元前四世紀の歴史家) と同じ見解を述べていると証言されている (DK85B3)。キオスはアテネの同盟国であり、すくなくとも紀元前423年から414年の間、アテネはキオス人たちをアテネの公的な祈祷に加わらせていた。キオスのテオポンポスはアテネの支配に批判的な人物であり、トラシマコスも、同じ視点からアテネの支配について批判していたと考えられる。

(2) アテナイオスは、トラシマコスが『序論』のなかで、ロドスのティモクレオンの逸話に言及していると証言している。それによれば、ティモクレオンがペルシャ大王のもとを訪れたとき、ボクシングで多数のペルシア人たちを打ち負かし、その後、ボクシングのポーズをとって、近づく者はみな殴りつけると述べたという (DK85B4)。おそらく、この発言は、弁論術書のなかで、みずからの弁論術の威力の大きさを述べようとしたものであろう。しかし、われわれは、そこでトラシマコスがロドスのティモクレオンを例として持ち出す政治的意図に注意しなければならない。ティモクレオンは、テミストクレスと敵対関係にあった人物であり、ここでは、そのティモクレオンが、ペルシャ大王という異邦人の王に抵抗した人物として描かれているからである。

8) 『ラリサの人々のために』は、公刊された書物ではなく、トラシマコスが流布させた政治的パンフレット、あるいは政治演説であったと考えられる。

9) cf. White [1995] 236-237. *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft* のトラシマコスの項では、「キュメのトラシマコス」という別項目が立てられており (von Fritz [1996])、イタリアのキュメにおけるアリストデモスの独裁政の崩壊に関係すると考えている。だが、アリストテレスがこのような限定を付していない以上、別人として特定するのは困難であろう。

10) 地理的なつながりからみて、ここでキュメとして言及されている都市がイタリアのキュメであった可能性は低いのではないかと思われる。

11) cf. White [1995] 326-327.



- 12) ハリカルナッソスのディオニュシオスは、別の証言において (DK85A13)、トラシマコスの著作はすべて弁論の技術に関わるものかモデル演説であり、裁判での弁論や審議における弁論は残さなかった(δικανικοῦς δὲ [ὁ] συμβουλευτικοῦς)οἱ κ [ὁ] πολ[ὺ]λοιτε λ[ό]γους)と述べている。しかし、問題の引用は、彼の「政治演説のひとつからの(ἐξ ἑνὸς τῶν δημογορικῶν λόγων)」引用であると述べており、この「政治演説」がモデル演説を意味するものではないとしたら、この演説は著作以外の経路で流通していたトラシマコスの弁論であった可能性が出てくるわけである。
- 13) カルケドンは、紀元前412-407年の時期に、アテネからスパルタの支配下に入っている。White [1995] は、問題の演説を、このとき、トラシマコスがカルケドンの外交使節としてアテネを訪れたさい(紀元前407年夏)におこなった演説であり、トラシマコスは、アテネへの抵抗が失敗に終わった後で、カルケドンの独立を維持するために、アテネを説得しようとしたのだと推測している。
- 14) Yunis [1997] によれば、演説者はあきらかに同胞市民に向けて語りかけており、自分のポリスの問題について言及している。演説者はそこで、演説者と聴衆双方に関わる問題として言及しており、この演説は国内問題をめぐる同胞市民に向けた演説であるとみなすのが妥当である。そもそも、外国からの外交使節が国際問題について演説するとき、このような導入から入ることは考えづらく、さらに、当時カルケドンがアテネと敵対関係にあったという事実を考えても、カルケドンの使節がそのような外交演説をおこなうのは不自然だという。(Yunis [1997] 61は、トゥキュディデス1.31.1において、アテネと中立的関係にあったケルキュラの使節がおこなった外交演説と比較し、そこに大きな違いがみられることを指摘している。)
- 15) この演説の冒頭でなされる呼びかけは、写本では  $\theta$  一文字の略号で示されているのみであり、これを「アテネ人たち」と復元しているのは、校訂者 Sylburg の推定にすぎない (cf. Usener and Radermacher [1899] 132.3. 問題の部分は、M 写本においては  $[\omega \theta]$ 、B 写本においては  $\omega$  の上に  $\theta$  が記されている。P では  $\omega\theta\epsilon\nu$  となっている。)。White [1995] 132は、この点にふれて、もう一つの可能性として、 $\theta$  はテッサリア人への呼びかけであった可能性を挙げ、その場合には DK85B2におけるラリサの問題に関係するものだろうと推測している。
- 16) トラシマコスの政治的立場については、さまざまな解釈があるが (cf. Betti [2011])、クレイトフォンとの間に想定される交友関係や、アテネに対して批判的であったことを示す証言、あるいは、キュメでの民主制転覆に加担した可能性などから、彼が民主制に批判的な寡頭派の政治家であったと考えるのが妥当であるように思われる。
- 17) 338c-339a で提示される規定に続く、技術の類比による明確化 (339b-341b) と論駁 (341c-342e) や、343c-344c の規定を受けて提示される一連の論駁 (344d-354c) は、トラシマコスの説明に基づいてプラトンが創作した議論だと考えられる。そこでトラシマコスが述べていることが歴史的トラシマコスに由来するものなのかについては、われわれは慎重でなければならない。

- 18) ここでトラシマコスが述べていることは、かならずしも、ソクラテス=プラトンにおいて探求されている普遍的な「定義」と同一のものとはいえないように思われる。それゆえ彼の発言を、正義の「説明」とか「規定」と呼ぶことにしたい。
- 19) たとえば、Kerferd [1947] 26は、T1を、聴衆の注目を引くための「意図的なパラドクス (deliberate paradox)」だと考えている。また、Hourani [1962] 111-112によれば、トラシマコスは、「法に従うこと」に含意される一般的な命題として「強い者の利益」という規定を述べているのであり、それは聴衆に衝撃を与えるためである。このような手法を、Murphy [1952] 2は、「花火の打ち上げ (an exhibition of fireworks)」と呼んでいる。
- 20) たとえば、ヘシオドス『仕事と日』276-281行。
- 21) トラシマコスの理論を評価する論者として、Salomon [1911] 142-147, Nederman [2007] 28-37など。
- 22) 同様の解釈として、Maguire [1971], Boter [1986] 266-267など。
- 23) トラシマコスの議論の記述的性格が強調されるようになったのは、Guthrie [1971]が、Salomon [1911] 142-147を評価して、トラシマコスの議論を記述的とする新しい解釈を提示してからであり、それ以前はこの区別が意識されることはほとんどなかった。Guthrieはこの立場から、トラシマコスは正義をめぐる偽善を暴き出し、正義の価値が逆転するさまを示そうとしているのだと解釈している。なお、Salomonは問題の個所で、第一の説明について、トラシマコスの法と支配をめぐる理論的考察は、現代的な社会学的知見を示すものだと高く評価しているが、彼は第二の説明の論点は無視しており、十分な解釈とはいえない。Salomonのように法的正義の考察を評価する論者として、ほかに、Döring [1993] 13-18など。また、Salomonと同様の難点がShellens [1953] 485ff.の解釈にも認められる。Guthrie以後の記述的解釈としては、Johnson [1985-6], Chappell [1992], Hoffmann [1997] ch.2などが挙げられる。
- 24) それゆえ、トラシマコスの立場を法尊重主義 (legalism) だとする解釈 (Hourani [1962] など) は間違っている。
- 25) このような反道徳主義をトラシマコスの立場とする代表的な論者は、Kerferd [1947] であり、彼は、トラシマコスにとって、不正が道徳的義務であったと述べている (p. 26)。ほかの代表的な解釈としては、Annas [1981], Oppenheimer [1996] 585-6, Algra [1996], Piper [2005] 33-35など。
- 26) 『法律』の問題の個所では、強い者の利益という規定は、「自然になかった正義の定義 τὸν φῶσει πονεῖν τοῦ δικαίου (714c3)」であるとされている。だが、ここで示唆されているのは、「自然の正義」ではなく、あくまでも正義をめぐる「自然な定義」である。
- 27) たしかに、トラシマコスが不正を賞賛しているようにみえる発言は存在する。だが、われわれは、トラシマコスが、ふたつの説明の提示の後で、ソクラテスに問いただされて、はじめて不正を賞賛しはじめるという事実注意到すべきである。この部分は、トラシマコスの著作に依拠しておらず、プラトンが創作している部分だと考えられ、われわれは慎重である必要がある。この部分における不正への賞賛と同じ態度が、トラシマコス

- によるふたつの説明のなかにみられないとしたら、この賞賛はプラトンによる創作である可能性が高くなるからである。じっさい、ふたつの説明のなかに、ひとは不正をするべきだとか、ひとは独裁君主になるべきだといった主張を読み取ることはできない。トラシュマコスがおこなっているのは、あくまでも、不正な者が得をして、正しい者が損をしているという、この世界の現実の姿の描写なのである。独裁君主についても同様であり、344b-cにおいてトラシュマコスがおこなっているのは、独裁君主が処罰を受けずに犯罪的行為をしても、人々によって幸福とみなされるという、この世界の姿の描写なのである。
- 28) では、トラシュマコスになんらかの行為規範があったとしたら、それはどのようなものなのであろうか。ひとつのヒントになるのは、その後トラシュマコスが持ち出す「エウブーリア」という能力であろう。この能力を、プラトンは、不正と密接に結びつけ、あたかもエウブーリアと不正が同一であるかのようにトラシュマコスに語らせている。だが、エウブーリアとは、あきらかに、みずからの利益を実現するための知的能力にすぎず、不正をする能力ではない。おそらく、トラシュマコスは、正義をめぐる文脈とは異なる文脈のなかでこの概念を強調しており、それをプラトンが不正と結びつけたのであろう。このエウブーリアは、行為者にとっての利益を実現し、損害を回避してくれる力である。それゆえ、もしトラシュマコスに行為規範があるとしたら、「エウブーリアの力によって、自己利益をめざして行為せよ」というものになるであろう。だが、これは、あくまでもひとつの可能性にすぎない。
- 29) 代表的な事例として、われわれは、いわゆるメロス島事件を挙げることができるだろう（Thuc. 5.84-116）。紀元前416/5年、アテネは、服従を拒絶したスパルタの植民都市メロスに一万の兵を送って、人口わずか五百名の島を制圧し、成人男性を皆殺しにし、女性と子供はすべて奴隷にした。そのさいにおこなわれたアテネとメロスの間の交渉（メロス対談（Thuc. 5. 85-113））には、アテネ側の帝国主義的な思想がよくあらわれている。このころ、トラシュマコスは40代なかばであったと推定される。
- 30) この時期のカルケドンの政治的状況については、クセノフォンらの証言によって、多くのことがわかっている。カルケドンは、もともとアテネの友好国であり、424年にはアテネの艦隊を支援している（Thuc. 4.75.2）。しかし、その後、アテネによるシチリア遠征が失敗すると（413年）、ヘレスポントス地域に侵攻してきたシラクサの力によって（Xen. *Hell.* 1.1.24）、アテネへの反乱が起き、スパルタの保護下に入った（Plut. *Alc.* 29）。その後、この地域に侵攻したアテネのアルキビアデスに攻められて占領され、再びアテネの勢力下に入ることになった（Plut. *Alc.* 30, 31, Xen. *Hell.* 1.3.1-10）。その後も、スパルタとアテネの勢力争いは続き、カルケドンは、その後ふたたびスパルタの支配を受けた後（Xen. *Hell.* 2.2.1 以下）、再度アテネに支配されることになる（Xen. *Hell.* 4.8.28, 31, 5.1.25）。このように、ペロポネソス戦争末期、カルケドンはアテネとスパルタの争いに翻弄されたのである。
- 31) このような政治的リアリストとしてトラシュマコスを評価する解釈として、Dahrendorf [1968] 129-150, Guthrie [1969] 88-97, Döring [1993] 13-26, White [1995] 318-424などがある。

32) cf. Hoffmann [1997] 96 ff.